

令和4年11月17日

参加事業者各位

洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会



前略 平素は洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会の調査にご協力賜り、御礼申し上げます。

さて、先にお送りしました「地場産品の基準調査書」は、参加事業者の皆様からご提供頂いている返礼品が、ふるさと納税制度の趣旨に照らし、法令の定める「地場産品基準」に合致しているか否かという客観的な事実を把握する趣旨のものです。当委員会としましては、この調査結果を踏まえ、市による参加事業者の募集方法や返礼品決定過程等に問題がなかったかをさらに調査していく意向です。

なお、一部の事業者様より、当委員会における調査の進捗や現時点での見解等についてご照会を頂いておりますが、当委員会は、市のふるさと納税制度における事務の管理及び執行の適否等につき、公正中立の立場から事実関係を調査認定し、問題点を究明した上、再発防止策の提言等を答申することをその職責としております。したがいまして、個別の事業者様に当委員会の見解等を回答することはできません。

事業者の皆様には、ご理解とご了承を賜りますとともに、引き続き当委員会の調査にご協力を頂けますようお願い申し上げます。

草々